

仕 様 書 (横浜市建築局)

建築局が発注する請負工事等に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は次のとおりとする。

※適用仕様書等については、原則、本工事の公告日時点のものを適用する。

番号	仕 様 書 等 (使用はレ)
1	<input checked="" type="checkbox"/> 横浜市土木工事共通仕様書
2	<input checked="" type="checkbox"/> 土木工事施工管理基準
3	<input checked="" type="checkbox"/> 土木工事検査書類作成マニュアル
4	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務数量算出基準
5	<input type="checkbox"/> 道路構造物標準図集
6	<input type="checkbox"/> 河川標準構造図
	<input checked="" type="checkbox"/> 施工条件明示 [明示事項参照]
	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材の使用及び建設副産物の処理に関する特記仕様書
7	<input checked="" type="checkbox"/> 施工方法等指定に関する特記仕様書
8	<input checked="" type="checkbox"/> 現場環境改善に関する特記仕様書
9	<input checked="" type="checkbox"/> 電子納品に関する特記仕様書
10	<input checked="" type="checkbox"/> ワンデーレスポンスに関する特記仕様書
11	<input type="checkbox"/> 管内一円工事特記仕様書
12	<input checked="" type="checkbox"/> 工事に伴う境界標及び公共基準点等に関する特記仕様書
13	<input type="checkbox"/> 段階点検制度における特記仕様書
14	<input checked="" type="checkbox"/> 安全管理指定工事特記仕様書
15	<input type="checkbox"/> 橋梁塗装塗替工特記仕様書
16	<input type="checkbox"/> 橋梁補修履歴調書の作成に関する特記仕様書
17	<input type="checkbox"/> 横断歩道橋塗装塗替工特記仕様書
18	<input checked="" type="checkbox"/> 電気設備工事特記仕様書
19	<input type="checkbox"/> 道路照明灯工事特記仕様書
20	<input type="checkbox"/> 道路鋸(自発光式)の製作設置工事に関する特記仕様書
21	<input checked="" type="checkbox"/> 土木コンクリート構造物の品質確保における特記仕様書
22	<input type="checkbox"/> ねじれ抵抗性改善型排水性混合物に関する特記仕様書
23	<input checked="" type="checkbox"/> 契約後VE方式に関する特記仕様書
24	<input checked="" type="checkbox"/> 中間技術検査に関する特記仕様書
25	<input type="checkbox"/> 保水性舗装に関する特記仕様書
26	<input type="checkbox"/> 遮熱性舗装に関する特記仕様書
27	<input type="checkbox"/> 排水性舗装のトップコートに関する特記仕様書
28	<input type="checkbox"/> 溶融噴射式路面カー塗装に関する特記仕様書
29	<input type="checkbox"/> 貼付式路面標示シートに関する特記仕様書
30	<input type="checkbox"/> 道路緑化工事に関する特記仕様書
31	<input type="checkbox"/> 街路樹根上がり対策工特記仕様書
32	<input type="checkbox"/> 損害補償業務特記仕様書
33	<input checked="" type="checkbox"/> 公園緑地施設標準図集
34	<input checked="" type="checkbox"/> 公園緑地工事施工管理基準
35	<input checked="" type="checkbox"/> 横浜市下水道設計標準図
36	<input checked="" type="checkbox"/> 土木工事(下水道)施工管理基準
37	<input type="checkbox"/> 教育委員会標準構造図集(土木工事編)
38	<input type="checkbox"/> 砕石スクリーニングス舗装工施工管理基準
	<input type="checkbox"/> 校地整備に係る特記仕様書
39	<input checked="" type="checkbox"/> 工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン
40	<input type="checkbox"/> 防火水槽工事仕様書
	<input checked="" type="checkbox"/> 横浜市建築局グリーン購入の推進に関する特記仕様書
41	<input checked="" type="checkbox"/> 本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領
42	<input type="checkbox"/> 河川工事等特記仕様書
43	<input type="checkbox"/> 集中豪雨に対する工事等の安全に関する特記仕様書
44	<input type="checkbox"/> 1日未満で完了する作業の積算に関する特記仕様書
45	<input checked="" type="checkbox"/> デジタル工事写真の黒板情報電子化に関する特記仕様書
46	<input checked="" type="checkbox"/> 快適トイレの設置に関する特記仕様書
47	<input type="checkbox"/> 中温化混合物等の使用に関する特記仕様書(試行運用)
48	<input type="checkbox"/> 平準化工事における特記仕様書
48	<input checked="" type="checkbox"/> その他(別添仕様書及び特記仕様書)

請負人は、次の事項を遵守しなければならない。

- | | |
|----|---|
| 49 | <input checked="" type="checkbox"/> 個人情報取扱特記事項 |
| 50 | <input checked="" type="checkbox"/> 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 |

適用図書とその入手先

本仕様書に添付していない特記仕様書等は、横浜市ウェブサイトから入手できます。

【参考資料】

適用図書について

本仕様書に添付していない特記仕様書等（横浜市土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準、土木工事検査書類作成マニュアル、設計業務数量算出基準、構造物標準図集、特記仕様書）は、次の横浜市各局区の工事等仕様書を準拠しています。

仕様書番号：1、37、44

横浜市財政局公共事業調整課

仕様書番号：2～32、40～43、45～47

横浜市道路局

仕様書番号：33、34、41

横浜市みどり環境局

仕様書番号：6、35、36

横浜市下水道河川局

仕様書番号：37～38

横浜市教育委員会事務局教育施設課

仕様書番号：40

横浜市消防局警防課

施工条件の明示内容（全市共通部分）

注. 該当項目の□を塗りつぶします。

<工程項目>

○ 本工事は、

■ 令和9年11月30日完成とします。（工期内検査とします。）

□ 施工期間を__日間（雨天・休日等を含む。以下「想定工期」という。）と想定しています。

事業費の繰越が認められた場合は、原則として想定工期に応じた設計変更を行います。ただし、事業費の繰越が認められない場合は、平成__年__月__日をもって工事施工を打ち切り、契約を終了するものとします。

○ 本工事に近接ないし競合して予定している工事は、

■ 次のとおりです。

影響を受ける場所	発注機関	工事名	工事内容等	期間
野球場擁壁-1 野球場擁壁-2	横浜市医療局	(仮称)横浜市立市民病院跡地防球ネット設置工事	防球ネット	令和8年5月～令和8年12月
雨水排水幹線 汚水排水幹線	横浜市医療局	(仮称)横浜市立市民病院跡地管理棟・ダックアウト建築工事	管理棟 ダックアウト	令和9年2月～令和9年11月
雨水排水幹線 汚水排水幹線	横浜市医療局	(仮称)横浜市立市民病院跡地給排水工事	給排水	令和9年2月～令和9年10月
雨水排水幹線 汚水排水幹線	横浜市医療局	(仮称)横浜市立市民病院跡地グランド整備工事	グランド整備	令和9年2月～令和9年10月
雨水排水幹線 汚水排水幹線	横浜市医療局	(仮称)横浜市立市民病院跡地造園工事	造園	令和9年4月～令和10年1月

□ ありません。

○ 本工事において、施工時間、施工方法、関係機関との協議等の条件は、

■ 次のとおりです。

影響を受ける 工事内容	制約条件の種類	制約条件の具体的内容
工事全般	<input type="checkbox"/> 施工時間、 <input type="checkbox"/> 施工期間 <input type="checkbox"/> 施工方法 <input checked="" type="checkbox"/> 関係機関との協議 <input checked="" type="checkbox"/> 工事説明会の実施 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元説明会の開催 ・ 工作物計画通知対象のものについて関係機関との協議 ・ 帷子川分水路に近接している工事（杭）について関係機関との協議 ・ 現場内他工事との調整 ・ 土砂（工事間流用）の受入の調整

□ ありません。

<用地関係>

○ 本工事に係わる用地買収は、

□ 次のとおりです。

未買収位置、面積など	買収見込み時期

■ ありません。

- 本工事に必要な用地のうち、発注者で借地する箇所は、
 ■ 次のとおりです。

借地場所、面積など	借地目的	借地期間	使用条件 及び復旧方法	特記事項
【道路占用】保土ヶ谷区岡沢町56番地先	旧横浜市立市民病院解体工事（竣工）による外構撤去及び地下躯体解体工事のための仮囲い設置	令和9年3月31日まで	原形復旧	敷地に接した公道にガードフェンスを設置しています。本工事で引き継ぎ管理します。
【一般下水道占用】保土ヶ谷区岡沢町162-1, 171地先	施工ヤード及び仮囲い	令和10年3月31日まで	原形復旧	西側法面に接した青地です。令和6年12月から借りています。

ありません。

<積算情報>

- 本工事の積算に採用している刊行物は、次のとおりです。

- 土木施工単価 土木コスト情報2024- 号
 土木コスト情報 - 号
 建設物価 令和6年12月号
 積算資料 令和6年12月号
 土木工事資材等単価表 令和6年12月
 公共工事設計労務単価表 令和6年3月

- 本工事で舗装切断濁水等の処分は、

■ 次のとおりです。

濁水等の処分先は、株式会社 横浜インダストリー としていますが、運搬費と処分費の総額が実際に搬入する産業廃棄物許可施設を利用した方が安価になったときは変更します。

ありません。

- 本工事で発生木材等の処分は、

■ 次のとおりです。

発生木材等の処分先は、木材開発株式会社 としていますが、運搬費と処分費の総額が実際に搬入する産業廃棄物許可施設を利用した方が安価になったときは変更します。

ありません。

再生材の使用及び建設副産物等の処理に関する特記仕様書

横浜市 建築局
令和 6 年 4 月 1 日

本工事の実施にあたっては、請負人は本市が推進している建設副産物の処理に関するリサイクルの理念を理解し、本工事で使用する加熱アスファルト混合物及び路盤材は、本工事で発生するアスファルトコンクリート塊、セメントコンクリート塊などの建設廃棄物から再利用により得られる再生材を使用することを原則とする。

そのため、請負人は本工事によって発生する建設廃棄物を本市に登録されている再資源化施設に搬入し、その再資源化施設で製造する再生材を使用することとともに、本特記仕様書及び横浜市土木工事共通仕様書の各項目を遵守し工事を実施するものとする。

本特記仕様書に掲げる用語の定義

- 一 「建設副産物」とは、公共工事に伴い副次的に得られる物品をいう。
- 二 「建設発生土」とは、公共工事に伴い副次的に得られる土砂をいう。
- 三 「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する廃棄物に該当するものをいう。
- 四 「再利用」とは、公共工事で得られる建設副産物を再利用すること(再資源化を含む)をいう。
- 五 「再資源化」とは、建設副産物を公共工事等の資材、材料または工業原料として利用できるようにする行為をいう。
- 六 「再資源化施設」とは、公共工事で排出する再利用可能な建設廃棄物を受け入れ、再生材を製造できる施設をいう。
- 七 「登録施設」とは、再資源化施設のうち、みどり環境局の「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」に記載され、公共工事で利用できる施設をいう。
- 八 「再生材」とは、本市に再資源化施設として登録されている施設で製造され、公共工事で利用できる物品をいう。

1 再生材使用の原則

(1) 工事で使用する再生材

工事で使用する再生材は、原則として工事で発生して排出される建設廃棄物を、再資源化のため搬入する再資源化施設で製造される再生材とする。

(2) 工事で発生して排出する建設廃棄物

工事で発生して排出する建設廃棄物とは、原則として別紙「建設副産物の利用及び受入の条件」の「1 再資源化施設(再利用可能な建設廃棄物)」**別紙1**に記載する再資源化施設に、公共工事の工事であることを明示して搬入する建設廃棄物とする。

2 再生材の使用量及び種類

(1) 工事で使用する再生材の量

ア 工事で使用する再生材の量は、原則として本工事で発生し、本特記仕様書 1-(2)で規定する再資源化施設に搬入するアスファルトコンクリート塊、セメントコンクリート塊及び現場発生路盤材等の建設廃棄物の量と同量程度とする。

イ 本工事で発生する建設廃棄物の量を超えて再生材を使用する場合、または建設廃棄物が発生しない工事であっても、工事で再生材を使用する場合は、本特記仕様書 1-(2)で規定する再資源化施設で製造する再生材を使用するものとする。

(2) 工事で使用できる再生材の種類

ア 工事で使用できる再生材は、原則として再生加熱アスファルト混合物及び再生路盤材とする。

イ その他設計書で指定された再生材及び市長が特に認めた再生材。

3 建設廃棄物の処分

(1) 再利用可能な建設廃棄物の処分

本工事で発生して排出される建設廃棄物のうち、再利用可能とするアスファルトコンクリート塊、セメントコンクリート塊及び現場発生路盤材は、本特記仕様書 1-(2)で規定する再資源化施設に搬入し、処分するものとする。

ただし、再資源化施設への搬入にあたっては、その再資源化施設が再資源化にあたって除外する土砂・木片・ごみ等の廃棄物の混入が無いよう出来るだけ工事現場で分別して搬入するものとする。

(2) 再利用不可能な建設廃棄物の処分

再利用不可能な建設廃棄物(建設汚泥を含む)は、原則として別紙「建設副産物の利用及び受入の条件」の「2 再利用不可能な建設廃棄物(建設汚泥を含む)」**別紙2**に記載する処分場に搬入し、処分するものとする。

ただし、処分にあたっては、各処分場が定める「受入品目」を確認して処分するものとする。

4 建設発生土の処分

本工事で発生し、「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」に基づき指定処分するとされた建設発生土は、再生資源利用促進法第 10 条に規定する、判断の基準を定める省令第 4 条別表第 1 に規定する第 1 種～第 4 種に分類される状態のもので、処分にあたっては、別紙「建設副産物の利用及び受入の条件」の「3 建設発生土」**別紙3**の建設発生土の各指定処分地のうち、○印を附して指定された受入地に搬入するものとし、指定受入地の受入日、受入時間等条件を遵守すること。

なお、次のいずれかに該当する場合に限り確認処分を行うことができる。

(1) 工事監督主管課・所長(総括監督員)が工事施工上やむを得ないと認め、建設発生土担当課長と事前に調整が図られているとき。

(2) 指定処分地の受入容量と受入れ先等の調整がつかない場合で、各局の建設発生土担当課長と事前に調整が図られているとき。

5 建設発生木材（伐採樹木、剪定枝葉及びこれらに類するものを除く）の処分
建設工事に伴い発生した木材を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として横浜市長の許可を受けた産業廃棄物処理業者の再資源化施設へ搬出すること。

6 再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）の作成

- (1) 再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）の作成は、再生資源の利用または建設副産物が発生する請負金額 100 万円以上（税込）の工事を対象とする。
- (2) 再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）を作成する場合、請負人は「建設副産物情報交換システム『コブリス (COBRIS) 』」を使用して当該工事に関する必要な情報を登録し、入力の確認として以下の書類を作成し提出すること。

ア 施工計画時

「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」、「工事登録証明書」（計画書作成後に出力したもの）及び建設発生土搬出先の盛土規制法許可等及び、土地の形質の変更時の土壤汚染対策に関する手続き状況について記載した票（以下、確認結果票※）を施工計画書に含めて提出すること。

また、上記 2 つの計画書及び確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲げる等により公衆の閲覧に供すること。

イ 工事完成時

「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」（実施書作成後に出力したもの）を工事完成図書に含めて提出すること。

※ 確認結果票の様式については、以下よりダウンロードしてください。

（記載例あり）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kankyo/kensetsuhasseido.html>

7 その他

建設副産物の処理に関する個別の事項で、不明の場合は必ず本市監督員の確認を受けること。

建設副産物の利用及び受入の条件

1 再資源化施設(再利用可能な建設廃棄物)

令和6年4月1日

再資源化施設	㈱佐藤渡辺・大林道路㈱横浜アスコン共同企業体	前田道路㈱大成ロテック㈱共同企業体相模アスコン	大和アスコン㈱大和合材工場	横浜ベイアスコン㈱	前田道路(株)地崎道路(株)共同企業体京浜リサイクルセンター	前田道路㈱横浜合材工場	鹿島道路㈱・日本道路㈱・世紀東急工業㈱川崎アスコン共同企業体	日本舗材㈱横浜工場	【再生利用】 ㈱NIPPO・大林道路㈱共同企業体川崎シーサイドアスコン【廃材受入】川崎ベイアスコン㈱	世紀東急工業㈱横浜混合所	世紀東急工業(株)大成ロテック(株)共同企業体金沢アスコン	日本道路㈱神奈川合材センター	東亜道路工業㈱厚木アスコン	㈱ガイアート・東京舗装工業㈱共同企業体綾瀬アスコン	㈱池田商店横浜工場
所在地	瀬谷区目黒町36-2	瀬谷区北町20-13	大和市下鶴間2594	磯子区新磯子町27-1	川崎市川崎区塩浜3-24-10	栄区上郷町1555	川崎市川崎区水江町4-9	緑区青砥町415	川崎市川崎区小島町8-1	都筑区川和町219	金沢区鳥浜町4-2	泉区上飯田町3943	厚木市金田1117-2	綾瀬市小園806	旭区上川井町2446
受付窓口電話番号	921-3703	921-1899	(046)263-3325	753-0728	(044)299-4333	891-7121	(044)270-5031	931-3535	(044)288-7641	932-0541	774-6660	804-6523	(046)224-8470	(0467)78-7181	924-6025
利用できる再生材の品目	①再生加熱アスファルト混合物 ②再生路盤材 (ア)クラッシュラン (イ)粒度調整砕石												再生加熱アスファルト混合物	再生路盤材 (ア)クラッシュラン (イ)粒度調整砕石	
再生加熱アスファルト混合物の取り扱い品目は、それぞれの施設に確認のこと。															
施設が受入できる廃棄物の品目(再利用可能な建設廃棄物)なお、再資源化施設が受入れる廃棄物の詳細は各施設に確認のこと	①アスファルトコンクリート塊 ②セメントコンクリート塊 (ア)無筋 (イ)有筋 ③現場発生路盤材(旧路盤材)												アスファルトコンクリート塊	①アスファルトコンクリート塊 ②セメントコンクリート塊 (ア)無筋 (イ)有筋 ③現場発生路盤材(旧路盤材)	
アスファルトコンクリート混合物層の切削材															
受入できる廃棄物の大きさ	AS塊	受入できる建設廃棄物の大きさ 40cm×60cm×60cm以下													受入できる建設廃棄物の大きさ 120cm×180cm×180cm以下
販売時間及び受入時間	各施設が定める受入時間による。														
休業日	各施設が定める休業日による。														

2 再利用不可能な建設廃棄物（建設汚泥を含む）

令和6年4月1日

廃棄物処分場(受入地)	南本牧 第5ブロック 廃棄物最終 処分場		株式会社 ヨコハマ全建	栄伸産業 株式会社	株式会社 横浜イ ンダストリー	京浜環境リサイク ル株式会社
搬入手続き先	(公)横浜市 資源循環公社 223-2021 中区尾上町1-8区内 荒井ビル4F		(株)ヨコハマ 全建 772-2666 金沢区鳥浜町10- 2	栄伸産業(株) (044) 366-2444 川崎市川崎区扇町 6-6	株式会社 横浜イ ンダストリー 828-0201 戸塚区品濃町866	京浜環境リサイク ル株式会社 370-9003 金沢区福浦1-14- 1
問合せ先 電話番号	資源循環局事業系 廃棄物対策部事業 系廃棄物対策課 671-2547		(株)ヨコハマ 全建 772-2666	栄伸産業(株) (044) 366-2444	株式会社 横浜イ ンダストリー 828-0201	京浜環境リサイク ル株式会社 370-9003
受入地管理事務所 電話番号	南本牧廃棄物最終 処分場管理事務所 中区南本牧3番1 、4番1地先 625-9647		(株)ヨコハマ 全建 金沢区鳥浜町10- 2 772-2666	栄伸産業(株) 川崎市川崎区扇町 5-10 (044) 366-2444	株式会社 横浜イ ンダストリー 戸塚区品濃町866 828-0201	京浜環境リサイク ル株式会社 金沢区福浦1-14- 1 370-9003
受入品目 受入廃棄物の大きさ	再利用不可能な 建 設廃棄物（流動性 の無い建設汚泥を 含む） 南本牧第5ブロッ ク廃棄物最終処分 場利用の手引（産 業廃棄物搬入要領 ）に基づく		建設汚泥	建設汚泥	建設汚泥	建設汚泥
受入日 受入時間	通年 現金払い 8:30~11:30 13:00~15:00 後納払い 8:30~11:30 13:00~15:30		通年 0:00~24:00	通年 0:00~24:00	通年 9:00~17:00	通年 0:00~24:00
休業日	日曜日 土曜日 祝日 年末年始		無し	日曜日	日曜日 祝日 年末年始	日曜日 年末年始
	（注）本表は処分場の休業日のみを表示					
	その他、雨天等により場内の状況が悪いとき、その他受入地及び施設の都合による場合。 （それぞれの中継所管理事務所に確認のこと。）					
許可番号			第05620022387号	第05720017413号	第05620132505号	第05620211744号

3 建設発生土

令和6年4月1日

建設発生土 受入地の 選定	本工事で指定する建設発生土の受入地（指定する受入地に○印を付す。）				
	(○印記入欄)	(○印記入欄)		(○印記入欄)	(○印記入欄)
	大黒ふ頭中継所 [本市臨海部]	幸浦中継所 [本市臨海部]		幸浦中継所 [広域利用]	株式会社建設資源 広域利用センター 指定受入地 [首都圏利用]
搬入手続 先	横浜港埠頭株式会 社 671-0500	横浜港埠頭株式会 社 671-0500		みどり環境局 公園緑地維持課	株式会社建設資源 広域利用センター
問合せ先 電話番号	港湾局政策調整部 新本牧事業推進課 671-7390	港湾局政策調整部 新本牧事業推進課 671-7390		みどり環境局 公園緑地維持課 671-3692	株式会社建設資源 広域利用センター 事業部首都圏課 03-6205-8347
【中継所 連絡先	鶴見区 大黒ふ頭20番地 大黒ふ頭中継所（ 搬入ゲート） 506-5986	金沢区 幸浦1丁目7番地 幸浦中継所（搬入 ゲート） 771-8681		金沢区 幸浦1丁目7番地 幸浦中継所（搬入 ゲート） 771-8681	
受入品目	第一～四種 建設発生土	第一～四種 建設発生土		第一～三種 建設発生土	第一～三種 建設発生土
受入日	受入日 通年	受入日 通年		受入日 通年	受入地により異なるため株式会社建設資源広域利用センターと調整
時期別 受入時間	* 夏時間 (4.1～9.30) 8:00～12:00 13:00～18:00 * 秋春時間 (10.1～10.31) (3.1～3.23) 8:00～12:00 13:00～17:30 * 冬時間 (11.1～2.28) 8:00～12:00 13:00～16:30 * 夜間(通年) 19:00～24:00 1:00～6:30	* 夏時間 (4.1～9.30) 8:00～12:00 13:00～18:00 * 秋春時間 (10.1～10.31) (3.1～3.23) 8:00～12:00 13:00～17:30 * 冬時間 (11.1～2.28) 8:00～12:00 13:00～16:30		* 夏時間 (4.1～9.30) 8:00～12:00 13:00～18:00 * 秋春時間 (10.1～10.31) (3.1～3.23) 8:00～12:00 13:00～17:30 * 冬時間 (11.1～2.28) 8:00～12:00 13:00～16:30	
休業日	日曜日 毎月第2、第4土曜日 日曜日と祝日が重なった場合は、日曜日を休業日とし、振替休日は開業する。 年末年始(12月29日～1月3日)、5月連休(5月3日～5日)、夏休み(8月13日～16日)、 年度末(3月24日～3月31日)など特別の休業日はそれぞれの中継所管理事務所に確認の こと。 その他、雨天等により場内の状況が悪いとき、その他受入地及び施設の都合による場 合。(それぞれの中継所管理事務所に確認のこと。)				受入地により異なるため株式会社建設資源広域利用センターと調整

横浜市建築局(土木)グリーン購入の推進に関する特記仕様書

令和4年7月

本工事で使用する資材、建設機械、工法及び目的物のグリーン購入の推進に関しては、本特記仕様書によるものとするほか、「横浜市土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という）、「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という）、「基本方針」の（別記）「特定調達物品等」及び「横浜市グリーン購入の推進を図るための調達方針」によるものとする。
なお、本特記仕様書に適用しない項目については「共通仕様書」によるものとする。

1 適用

- (1) 「基本方針」の（別記）「特定調達物品等」の「特定調達品目の分野及び品目一覧」のうち、公共工事【64品目】、横浜市から排出される廃棄物を利用した再生材等の使用【5品目】に該当する品目を使用する場合は、「基本方針」の（別記）「特定調達物品等」で定める判断の基準を満たすものを使用又は構築することとする。

※参照 横浜市グリーン購入の推進のホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/shiyakusho/green.html>

- (2) 「基本方針」の（別記）「特定調達物品等」の「特定調達品目の分野及び品目一覧」のうち、工事ごとに必要に応じて追記した分野の品目は、「基本方針」の（別記）「特定調達物品等」で定める判断の基準を満たすものを使用又は構築することとする。

工事に関する特記仕様書

1 一般事項

(1) 西側斜面地の造成について

西側斜面地は土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されています。

西側斜面地の造成はその指定解除を目的とするため、指定解除手続に伴う現地確認や必要図書の提出を要するので留意してください。

(2) 擁壁築造について

- ① 本工事の擁壁には建築基準法第 18 条第 3 項に規定に基づく工作物計画通知対象のものがあり、築造に際しては関係機関との調整を適切に行ってください。
- ② 本工事で築造する擁壁の中には、「帷子川分水路」に近接しているものがあり、当該擁壁築造に際しては、監督員と協議の上対応してください。
- ③ 野球場擁壁 - 1、-2 は、防球ネット工事後（含 建築基準法第 18 条 3 項の規定に基づく工作物計画通知対象。）の施工を想定しているため、施工計画立案にあたっては防球ネット工事との調整を適切に行ってください。
- ④ 敷地境界、管理境界部の施工については、市と立会い確認をしてから施工することとします。

(3) 敷地について

敷地内には地下構造物や撤去対象外の擁壁があります。これらの構造物になにか不具合が確認された場合は監督員に報告してください。

(4) 他工事等との調整について

- ① 本工事の工事期間中、区域内では、防球ネット工事、建築等工事（管理棟・ダッグアウト）工事、造園工事等の複数の工事の施行を想定しているため、各工事間の調整を適切に行ってください。
- ② 道路拡幅に伴う道路予定地、医療局病院経営本部所有予定地及び公園予定地との間の新規境界に係る測量及び境界杭設置については、別途業務で施行することを想定しているため、その際は監督員と協議の上、適切に対応してください。

(5) 仮設材等の引継ぎについて

「横浜市民市民病院跡地基盤整備工事に伴う樹木伐採等業務委託」（令和 7 年 3 月 31 日竣工）から仮設材等を引継ぎ適切に管理してください。

(6) 再生砕石埋戻し層の沈下測定について

先行工事の旧横浜市民市民病院解体工事にて再生砕石で埋戻しを行った地下躯体範囲については、盛土に伴い発生する上載荷重による再生砕石層の沈下が懸念されるため、沈下測定を行うこととしています。その測定にあたっては、監督員と事前に協議してください。

(7) 既存防火水槽の消防局への移管について

区域北東側に存在する既存防火水槽は工事中途で消防局に移管予定です。当該防火水槽については、監督員との協議の上、適切に対応してください。

(8) 家屋調査について

事後の家屋調査は必要に応じて実施します。その場合別途協議事項とします。なお、事前の家屋調査については、「旧横浜市民市民病院解体工事」（令和6年12月竣工）で実施した事後調査結果とします。

(9) 地元説明会について

地元説明会の当日対応及び資料作成については、監督員との協議の上、適切に対応してください。

(10) 排水施設整備について

排水施設の計画確認申請手続及び施工については、「横浜市排水設備指定工事店」が対応してください。

(11) 工事監督の体制について

本工事は、工事監督支援業務委託を別途発注する予定です。

2 施工仕様

(1) 伐採工

- ① 本工事では高木の伐採・抜根を想定しており、中低木については令和6年度撤去済です。
- ② 斜面地の伐採抜根であり法尻には家屋があるため、作業の安全に留意するとともに隣接地へ倒木がないよう施工計画を留意してください。

(2) 構造物取壊し

- ① 人工地盤取壊しに先立ち西側法面に鋼矢板および仮囲いK-1-④を設置し、隣接地へのCO飛散防止対策を実施してください。
- ② 敷地境界沿いのRC擁壁等の撤去については、ワイヤーソー切断等により分割しクレーンで転置した場所での取壊しを想定します。騒音・振動に留意し監督員と協議のうえ作業を進めてください。

(3) 仮設矢板（引継）

- ① 令和5年度に設置した鋼矢板Ⅲ型リース 308 枚、鋼矢板Ⅳ型リース 845 枚、鋼矢板Ⅲ型（買取済）11 枚、鋼矢板Ⅳ型（買取済）1 枚を引き継ぎ、切盛土が完了した箇所から本工事で撤去していきます。
- ② 鋼矢板Ⅳ型リースのうち138 枚（L=10m）は本工事で買取り一部残置します。
- ③ 残存している H 鋼杭（買取済）47 本は既に不要です。工程の支障とならない時期に撤去してください。
- ④ 鋼矢板内側には変位を計測するためのピアノ線を設置しています。適時鋼矢板の変位を計測し異常があった場合は監督員に報告してください。

(4) 仮設防護柵等撤去

- ① 法尻の「仮囲い K-1①」「仮囲い K-1②」「仮囲い K-1③」「仮設防護柵」は設置済です。令和7年4月1日から本工事で引継ぐものとします。

(5) 土工（西側法面、グラウンド）

- ① 西側法面の基礎地盤および段切り面から湧水が発見された場合は、監督員に報告し対応を協議してください。
- ② 路体盛土の出来形管理において、切土法面の勾配は30度以下とします。
- ③ 西側法面盛土とグラウンド部盛土に使用する土砂は、現場内発生土の他に土砂仮置き場（旭区市沢町）6000m³ とその他工事（本市発注）からの流用によるものとします。土砂仮置き場（旭区市沢町）の土砂は本工事で運搬するものとします。
- ④ 法面盛土は締固めに最適な土砂を選定するものとし、使用について監督員と協議してください。
- ⑤ グラウンド部盛土は吸出し防止材敷設後に実施するものとし、規格は以下の通りです

種別	厚さ	強度
織布	0.3mm以上	1960 N/3cm以上

(6) 法面

- ① 水平排水材は板状の厚 10mm幅 300mmの製品を使用します。設置勾配と配置に注意し、周辺の締固め作業を行ってください。
- ② 水平排水材に土砂が入り目詰まりが生じないように扱いに注意してください。
- ③ 張芝は排水施設設置後の施工とし、水の侵入を防ぐため隙間が生じないように施工してください。

(7) 杭

- ① 施工方法はプレローリング・セメントミルク根固め工法またはそれに準ずる工法とし、工法及び施工手順について施工前に監督員の承諾を得てください。
- ② 支持層の位置を確認し、支持層への杭根入れ1m以上確保してください。支持層の確認方法については、掘削抵抗の変化による確認を想定しています。詳細は監督員と協議してください。
- ③ 支持層の位置が想定と異なる場合は速やかに監督員と協議をしてください。
- ④ 根固めの形状について、支持層に1.5m以上、径は杭径+100、杭が根固め液中に1.5m以上確保されていることを確認してください。
- ⑤ 根固め液の強度を圧縮試験で確認してください。根固め液の配合及び品質管理については監督員と協議してください。
- ⑥ 根固め部への杭の根入れ長（1.5m以上）を確認するための管理方法について、監督員と協議してください。
- ⑦ 汚泥のセメント系固化材使用については監督員と協議してください。

(8) コンクリート

鉄筋コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、品質は下記の通りとする。

呼び強度	スランプ	粗骨材の 最大寸法	セメント種別	水セメント 比
21N/mm ²	12 cm	25 mm (20)	高炉B	55%以下

無筋コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、品質は下記の通りとする。

呼び強度	スランプ	粗骨材の 最大寸法	セメント種別	水セメント 比
18N/mm ²	8 cm	25 mm (20)	高炉B	60%以下

(9) その他

- ① 区域南側の道路沿いに設置されている照明灯は、防犯灯（照明柱に添加）を電柱へ移設した後に撤去してください。
- ② 散水車の運用については、監督員の指示に従い防塵対策に努めてください
- ③ 施工箇所は工事用フェンス等で囲われており車両出入り可能なジャバラ門扉が 3 箇所（施錠中）あります。本工事でそれらの仮設材を引き継ぎますので施工中は適正に管理してください。